

サステイナブルな社会像

2010年版

特定非営利活動法人 環境経営学会

ここで示すサステイナブルな社会像は、以下のような基本認識に基づいている。

サステイナブルな社会構築の前提条件

長期的には、人類文明が継続的に発展してゆくための基本的な条件である「気候の安定」、「資源の循環利用」、「生物多様性保全」への地球規模の対策が効奏し、人々は安定した地球環境下で、持続可能な社会構築にまい進している。

このような前提の下に、人類文明を危機に陥れる危険があった地球温暖化は、中期的には気温上昇が+2℃以内に抑えられ、ティッピングポイントの超過が回避されている。

サステイナブルな社会の方向

今日、人類が共通して追求しているサステイナブルな社会の構築の基本的な方向は、上に挙げた人類社会の持続の前提と共に、次のようなものと考えられる。これらの多くについては、過去の歴史を踏まえた人類の、希求する理念の結晶である各国憲法、国際条約などがその究極目的として表明しているものであり、サステイナブルな社会も、その延長線上にあるものとするのが妥当と判断される。

- * 地球上の全ての生命は相互依存関係（自然生物と人類、人類間の合意形成、生態系、生物多様性保護）を前提にして、その命を紡いでいる。
- * 持続可能な生活は、再生可能資源と地球の持つ生物生産力の範囲内で構築されている。
- * 地球システム、社会システム、人間システムの再構築による「新しい人間観、社会観」が確立され、社会にあっては自由で多彩な「個」と「全体の共同体」の等価な関係が確立されている。
- * 持続可能な生活を可能にする持続可能な経済活動が継続している。
- * 貧困は解消（貧富格差根絶、衣・食・住・教育の保障、公共福祉システムの充実）している。
- * 地球上の全ての人々は、健康、安全で生きがいのある生活を営んでいる。
- * 社会的公正と多文化共生が実現している。
- * 文化的・精神的な豊かさが大切にされ、人々の真の幸福が実現している。
- * 基本的人権の遵守が徹底している。人々は人間としての尊厳と価値が損なわれることが無く、生存、心身の健康、生活水準、文化的生活、安全、安心、教育、労働、団結、集会、社会保障、休息余暇、男女平等、発展の権利を保障され、享受している。
- * 人種、性、言語、宗教、門地、位階勲等、社会的身分等によるいかなる差別なく、法の下で人々は平等となっている。
- * 基本的自由が普遍的に尊重され保障されている。身体、移動、居住、婚姻、国籍離脱、学問、思想、良心、宗教、表現、結社、職業選択の自由が保障されている。
- * 弱者（高齢者・障害者・妊産婦・小児）の行動への障害除去の仕組みが構築されている。
- * 公共の福祉への理解が共有され、自由、権利の濫用のない社会（自治能力ある個人世界市民）となっている。
- * 労働は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たす条件の下で取組まれ社会合意されている。
- * 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して取組まれている。
- * あらゆる場面、活動にあっては不正行為がなく、公平性、透明性の高い社会となっている。
- * 社会での様々な活動にあっては、物事に関係する人々の参加が歓迎されるとともに、関係者の間での合意形成が前提となっている。
- * 人々は地域の歴史、伝統、文化、芸術、風習、景観を尊重している。
- * 世界の人々の交流が活発になされ、必要に応じてコミュニケーションが図られ、各地各方面で協

働が実現している。

- * 国際紛争や民族間紛争の平和的手段による解決が図られ、世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用の最小化が図られて、軍縮で開放された資源の発展への転用が図られている。全ての争いは、武力によらず解決している。

<参考文献>

- i. 国内法等：日本国憲法、労働基準法、教育基本法、土地基本法、景観法、障害者自立支援法
- ii. 条約集：国連憲章 1945 年、ILO 憲章 1946 年、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）1946 年、世界人権宣言 1948 年、人権および基本的自由の保護のための条約 1950 年、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）1966 年、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）1966 年、核兵器不拡散条約（NPT）1968 年、人種差別撤廃条約 1969 年、国際連合憲章に従った国家間の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言（友好関係原則宣言）1970 年、人間環境宣言（ストックホルム宣言）1972 年、生物毒素兵器禁止条約 1972 年、世界遺産保護条約 1972 年、女子差別撤廃条約 1979 年、発展の権利宣言 1986 年、児童の権利に関する条約 1989 年、環境と開発に関するリオ宣言 1992 年、気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組み条約）1992 年、生物の多様性に関する条約 1992 年、化学兵器禁止条約 1992 年、ウィーン宣言及び行動計画 1993 年、対人地雷禁止条約 1997 年、気候変動枠組み条約の京都議定書 1997 年、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言 2002 年、米口軍縮条約 2003 年、障害者の権利に関する条約 2008 年、その他
- iii. IPPC 第 3 次、第 4 次報告、IR3S 報告等

<参考資料>

国内法、条約集から抽出の関連主要キーワード一覧（別添）

サステイナブルな社会像

人類が共通して追究する「サステイナブルな社会の方向」を踏まえ、世界を視野に日本が目指すべきサステイナブルな社会像は、以下のように描かれる。

[生活]

➤ 個人生活

すべての人々は日々の暮らしに安寧、生きがいを得て満足し、幸福を感じている。またこれを支える私生活、家庭生活、居住および通信に関わる環境は確保・保障されている。

人々は、一人ひとりが社会の中でかけがいの無い存在として認められている。

子供たちは、次代を担う重要な存在として、健全な環境で育てられている。

高齢者は、自らの人生で得た蓄積を次世代へ伝える役割を担って、家族、地域社会の中で主体的・積極的に活動している。

➤ 生活基盤

人々は、住居、食糧、医療、教育等の生活を支える充実した生活基盤の下で、精神的、物質的にゆとりがある暮らしを送っており、その中から新たな価値・文化が生み出されている。

人々は、人口規模、人口構成に見合っただ健全な消費行動が持つ社会への影響力を認識し、産業社会、地域社会を維持する社会的役割を担っている。

人々の生活は、人たるに値する生活を営むための報酬等をもたらす労働によって支えられている。

人々はその意欲と能力に応じて働き、その働きに相応しい評価を得るとともに喜びを得ている。

人々は、将来世代の人々のニーズを満たす能力を危険に晒すことなく、有限な地球資源を分かち合い現状のニーズを満たしている。

➤ 地域社会共同体形成

地域を構成する市民（企業市民も含む）、NPO、行政は、地域の伝統・文化の創造と維持、安全・安心な環境、健康と自然環境の確保と維持、次世代の育成などに、共同体の対等な一員として協力しあいながら取り組んでいる。

地域には公的セクター、企業セクター、NPOセクターをコーディネートする第4のセクターが出現して、ハイブリッドな地域社会共同体が形成されている。

地域社会共同体の形成には、公的セクター、企業セクターを経験した心身ともに健康で意欲ある高齢者が、コーディネーターとして出身セクターの経験を活かして活躍している。

参加型福祉のまちがつけられ、コミュニティケアが充実し、市場論理や貨幣価値で律しきれない生活価値を目指す事業のあり方実現と社会的仕組づくりがなされている。

[社会]

➤ 基本

人々は金銭的な価値観を乗り越え、足るを知り、有限な地球を尊び、得られる恵みを衡平にわかち合いながら、人道的で平和な世界を維持している。

人々は社会のなかで生じる様々な事態に対して、相互に助け合う精神を基に行動している。

人々、および組織間の関係は道義と信義に基づいて築かれ、不正が無く、物理的な暴力による争いは克服されている。

少年非行、ひきこもり、自殺等の社会現象への予防対策が講じられ、治安が維持され、医療事故や食品事故、交通事故、労働災害が予防されて、安全で安心な社会が築かれている。

➤ 歴史・伝統・文化

民族・国家、地域の下で育まれた伝統・文化は、夫々に尊敬され尊重されるとともに、その維持、発展には広範な支援がなされている。

人類が歴史の中で得てきた知識、能力は社会の中で分かち合われ、社会の構成員の間での相互信頼の絆とあいまって、豊かな文化を育くんでいる。

➤ 国・政府・国土・地域社会

国及び地域の政治は、国民の分身である中央、地方の政治家と政府、その指揮の下に国民への必要なサービスを企画し実施する行政、及びそれらを常時監視し必要に応じて発言し、自らも参加し協働

する責任感ある国民により維持される。国家も地域も自治能力のある国民が主の民主主義が確立され実践されている。

持続可能な国家像、地域社会像を基本に、国家と地方の政治、行政の役割、権限、責任が明確に区分され認識され、各地域単位で個性と自治能力を備えた市民による地方自治が確立している。

持続可能な開発およびすべての人々のより質の高い生活を実現するために、持続可能でない生産および消費に注意が払われるとともに、持続可能な生産と消費のバランスがとれた社会が実現している。

地域・国土には、その環境容量に叶った適切な人口が保たれている。

農山漁村、小都市、地方中核都市、大都市には夫々に人口が安定して存在し、それぞれの連携の中で自立性の高い自治が成立している。

文化、学術、産業、教育、福祉、政治の夫々の分野に偏ることなく人材が活躍し、バランスの取れた国家運営が実現している。

社会の公共性の担い手は個人、政府、NPO、企業、市民社会であり、公共的分野の新しい担い手としてのNPO等の市民組織への、国、地域政府、企業、個人からの資金、人材、運営面での積極的な支援体制が確立し、健全な育成が図られている。

公共の精神を尊び、人間尊重と生命に対する畏敬の念を尊重し、国際社会の永遠平和を希求する民主的な社会及び国家として、常に世界を先導している。

➤ 教育

教育を受ける十分な機会と充実した環境が、それを求めるすべての人々に提供されている。

基本的人権および自由を尊重する普遍的な価値観を育み、併せて地球環境保全への理解を深めるために教育、科学分野での努力がなされるとともに、文化交流、国際協力が進められている。

人間重視・環境重視・受け手中心のイノベーションに寄与する優れた科学技術者の育成教育がされている。

持続可能社会を担う次世代を、幼児段階から学校教育を経て社会に送り出すまでの、幼稚園保育園、小中高校、大学の学校種を超え、地域社会、企業との協働による、受験の壁を超えて一貫し連続した持続可能性教育システム（ESD）とカリキュラムが確立し、実施され成果をあげている。

大学においては、大学でしかできない複眼教育により持続可能性教育の仕上げをして、サステイナブル社会を担う次世代を社会の各界へ送り出している。

社会の組織・企業は、サステイナブル社会と企業のあり方についての研鑽を深め、学業を終えサステイナビリティを学んだ次世代が、社会に出て社会の現実に埋没することなく、現実を改善する力になるように受入れ環境の十分な整備をしている。

➤ 社会福祉・社会保障

生活に不可欠な住居、食糧、医療がすべての人々に保障され、人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会が実現している。そこで人々は、お互いに適度にコミュニケーションし、助け合い、協力し合おうとともに、健康で安全かつ充実した生活を営むのに必要な社会保障を享受している。

全ての人々（社会生活において不利な条件にある人を含む）はその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援が行われ、福祉の増進が図られている。

社会福祉・社会保障は公共、組織・企業、国民の社会的責任感の下に連帯した分担で維持され、直接的間接的な諸税と費用負担による安定的な財源に支えられて、多様な形で準備され提供されている。

➤ 科学・技術

科学技術は、経済的・社会的発展への寄与の一環として環境の危険性を見極め、回避し、制御するために、および環境問題を解決するために、並びに人類共通の利益と幸福のために開発され、平和的に利用されている。

➤ 労働

人々はその意欲と能力に応じて働くことが出来る生活環境が整えられている。

個々のライフスタイルに応じた働き方（ワークライフバランス）が保障されている。

知的生産に関わる労働は、IT技術の発展に伴って生活の場に対応した適切な空間において従事することが可能となっている。

人々の労働にあっては、同一価値の労働に対しては同一の賃金が保証されるとともに、それによって同一の社会保障が得られている。

時代、社会が求める労働力を習得するために、人々は誰でも、何時でも、どこでも自己の職業能力の修正、向上および改革が可能なりカレント教育を受けることが出来る。

➤ 産業・経済

人口の規模と構成の推移に伴う消費者、生活者の多様な価値観、ニーズに対応し、大量生産・大量消費の経済構造から知識を生かした付加価値を高める産業が主流となる経済構造への移行が常に促されている。生産活動はIT技術の高度化によって、需要に応じた物的生産や流通が図られることにより、物質的・物理的無駄が極めて少ない産業構造となっている。

機能重視、供給者中心の社会から環境重視、人間重視、受け手中心の社会への移行がなされ、そのためのイノベーションがなされて、持続可能イノベーションモデルの世界への発信がされている。

持続可能社会の育児、教育、医療、介護、環境等の分野のほか、従来の公共的分野における新しい事業機会が新しい産業を生み、産業構造の変化が経済活性化を促進している。

このような産業構造の変化に対応する労働力は、継続的なりカレント教育によって確保されている。また、高齢者、障害者などもその能力と意欲に応じて労働する機会がえられている。

産業が外部化した部分（外部経済、外部不経済）については、税などの再分配システムによって適切に社会の中で内部化され、不公正・不公平な分配状態が是正されている。

持続可能社会を目指す国内市場と海外市場の固有の動向を透視し、内外需を総合した見地からの新しい産業構造の変化がなされて、強い国家経済が実現している。

持続可能な社会に適応した活発な産業活動と市民活動をベースに、組織・企業と個人への税、社会保険料の適正な国民負担体系、負担率の維持により、国家の歳入歳出はバランスがとれ財政的に健全な状態にあり、国際市場の投機筋からの不当な行動は防止されている。

実質経済に関わる生産活動の地道な活動が、為替変動などによって瞬時に価値が失われることのないような環境が整備され、生産活動の交替による地域社会へのインパクトが最小化されている。

➤ 組織・企業

組織・企業は、長期的なビジョンとして持続可能な社会を構築し維持する役割を担うという認識、意思と展望を持ち、持続可能社会の一員として、その組織的な力を活かして着実にその役割を履行している。

株主資本主義からステークホルダ資本主義への転換がなされている。

組織・企業の活動の基本となるインセンティブは、社会からの尊敬であり、信頼となっている。

組織・企業の構成員は組織人であると同時に、一人ひとりが地域社会の市民としての活動もしており、組織・企業もそれを奨励している。

組織・企業は、持続可能社会を目指す産業のパラダイム変化に対応し、新しいパラダイムに適合した事業形態を追究し、製品・サービスの開拓に努めている。

組織・企業は、製品・サービスの検討に消費者・生活者である市民の知見導入を求め、市民の協力を得て市場の創造に当たっている。

金融界に対しては、節度を持った行動が為されているかどうか、常に社会の目が向けられており、社会からの適切な制御がなされている。またこれを補う非営利の地域金融が機能している。

地域のための市民・企業・行政が連携して担う新しい公共的ビジネス＝コミュニティビジネスが誕生し、地域のための資金システム（税＋寄付金＋地域金融など）が整備されている。

生産活動は売るための生産から消費のための生産に転換するとともに、大量の消費を促す生産から良いものが必要量消費されることを前提とした生産になっている。

新しい公共を担う企業の社会貢献のあり方が追究され、社会的コストを加えたROEが企業評価基準として採用されている。

➤ 国際関係

一方的な搾取関係、人権侵害、生物多様性・生態系破壊を伴うアンフェアな経済活動が廃絶され、支え合うためのオルタナティブでフェアな貿易、交流、活動が進められている。

貿易、為替関連のシステムは、国家間の公正・公平な関係を保障する合理性が追及されている。

国際紛争の平和的手段による解決が図られ、世界の人的及び経済的資源の軍備のための転用の最小化が図られて、軍縮で開放された資源の発展への転用が図られている。全ての争いは、武力によらず解決され、平和な国際社会が実現している。

➤ インフラ

土地は、公共の福祉を優先して利用が図られている。

地表面は自然状態の維持が優先され、人工物による被覆は最小限に止められている。人々の心に響き、住民であることに誇りを感じさせる美しく風格のある国土が形成され、潤いのある豊かな生活環境が整備・維持されるとともに、個性的で活力ある地域社会が実現している。

道路、下水道や建築物は数百年以上の耐久性を持つように計画・構築され、社会的共通資本として代々受け継がれて使われている。

人口の規模と構造変化を踏まえ、高齢者、障害者、児童、妊産婦等の社会的弱者に配慮したバリ

アフリー、ユニバーサルデザインを備え、自動車と人間の交通安全を確保した道路等、すべての世代の人々が安全に安心して生活できる地域社会システムの一括デザインと実現がされている。

地域社会システムは、環境に配慮したエネルギー・物品供給と居住環境整備によりゼロエミッション型となっており、地震、火災、洪水等の災害に耐える工夫がなされ、緊急時のインフラ確保が確実に図られている。

[環境]

➤ 自然

地球環境が有限であることを前提にして、新たな開発は回避、最小化が図られノーネットロスが達成されている。

自然システムおよび人間によって作られた自然環境は保護、改善され、多様な生物の生存環境・自然生態系が維持されるとともに、人間の福祉、基本的人権、生存権の基となっている。

天然資源、野生生物は保護され、海洋の汚染は防止・改善されている。

大気圏では、危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準で大気中の温室効果ガスが安定している。温室効果ガス排出にあっては、カーボンオフセットが有効に機能している。

各国は、自国の管轄の外の区域の自然環境に損害を与えていない。

➤ エネルギー

エネルギーは、全て次世代に負債を残さない再生可能なエネルギー源によってまかなわれており、またこのエネルギー供給力に応じたエネルギー消費となっている。

➤ 資源

生物の多様性は保全され、生態系が維持されてその構成要素については持続可能な利用および遺伝資源の利用から生じる利益の、公正かつ衡平な配分がなされている。

海水域、陸地を問わず地圏からのバージン資源の採取は、生物多様性と生態系への悪影響を惹起しないよう万全の注意をもって行われ、次世代の権利を侵さない水準に限定する充実したミチゲーション対策が講じられている。

脱物質の考え方が徹底し、資源消費抑制あるいは再利用が優先され、資源循環利用が徹底している。

希少資源は、それに代わる資源が発見・開発され、資源確保に関わる様々な問題から開放されている。

困窮する地域からの水資源の人為的な移動・移送は必要最小限に制限されるとともに、それに対して有効な代償措置、緩和措置が採られている。

[総合]

持続可能な社会を構成する個々の要件は、相互にインターフェイスを保ちながら連動して社会の全体像を形成し、常に改善されつつ自然と人間を大事にする社会全体のイノベーションが着実に進行して、持続可能な社会構築の世界の先行モデルとなっている。

<参考文献>

- i D.H.メドウズ他：ローマ・クラブ「人類の危機」レポート成長の限界、1972.05、ダイヤモンド社
- ii 加藤 尚武：環境倫理のすすめ、1991.12、丸善
- iii クロード・フュスレ、ピーター・ジェームス：「成長の限界」を超えて、1999.05、日科技連
- iv 大野 剛義：「所有」から「利用」へー日本経済新世紀、1999.06、日経新聞社
- v 宇沢 弘文：社会的共通資本、2000.11、岩波書店
- vi ポール・ホーケン、佐和隆光他：自然資本の経済、2001.10、日経新聞社
- vii エイミー・ドミニ：社会的責任投資 2002.09、アテネ社
- viii 五十嵐敬喜：美しい都市をつくる権利、2003.03、学芸出版
- ix 山本 良一：持続可能な経済のビジョンと戦略、2005.05、日科技連
- x 堀内行蔵、向井常雄：環境経営論、2006.02、東洋経済
- xi OECD : 教育政策分析、2006.06、OECD
- xii 小宮山 宏：持続可能なビルディグ学への挑戦、2007.11、岩波書店
- xiii 環境省：超長期ビジョン、2007.10

- xiv 柴田 明夫：食料争奪、2007.07、日経新聞社
- xv 日本経団連：ビジョン希望の国日本、2007.11
- xvi 山脇 直司：グローバル公共哲学、2008.01、東京大学出版会
- xvii 安倍内閣閣議：イノベーション 25—2025年の日本の姿、2008.04、内閣府・日本学術会議
- xviii フレッド・ピアス：水の未来～世界の川が干上がるとき、2008.07、日経BP社
- xix 中谷 巖：資本主義はなぜ自壊したのか、2008.12、集英社インターナショナル
- xx 広部和也、杉原高峰：解説条約集 2009、2009.02、三省堂
- xxi 浜 矩子：スラム化する日本経済、2009.03、講談社
- xxii 住友信託銀行：調査月報、GNHではかる日本の豊かさ、2009.08
- xxiii 神野 直彦：「分かち合い」の経済学、2010.04、岩波書店
- xxiv 経済同友会：われわれ経営者が考える 10年後のこの国のかたち、2010.04、2010年度通常総会・代表幹事所見

<参考資料>

- xxv 五十嵐敬善：景観形成に関する組織・企業の役割、2008.07
- xxvi 高橋 陽子：フィランソロピーの観点から見た企業のCSRへの取組、2008.07
- xxvii 竹村 牧男：地球社会のサステナビリティの基盤を考える、2008.08、
- xxviii 木谷 宏：ワークライフバランスと組織経営、2008.09
- xxix 樋口 美雄：政府の『仕事と生活の調和憲章および行動計画』策定の経験から、2008.11.
- xxx 山脇 直司：公共哲学と経済倫理からみた今日のわが国の企業経営と企業経営者の問題、2008.12
- xxxi 堀内 行蔵：経済の外部性と企業の責任問題、2009.01
- xxxii 有馬 利男：企業経営者と経営倫理 2009.02
- xxxiii 広瀬忠一郎：文化的価値ある持続可能性への冒険、2009.05
- xxxiv 澤口 隆志：生活クラブ 下からの「生活改革派」運動の現代的典型、2009.06
- xxxv 宮崎 正浩：生物多様性問題と社会のサステナビリティ、2009.07
- xxxvi 岡田 泰聿：戦争と社会のサステナビリティ、2009.08
- xxxvii 山内 洋：一市民の考えるサステナブルな社会とは、2009.08
- xxxviii 木俣 信行：持続可能な社会を支える社会インフラ、2009.09
- xxxix 上記招聘講師 14名の講演時配布参考資料と講演録から抽出の関連キーワード一覧
- xl サステナブル経営研究委員会議事録（2008年4月～2010年7月、通算27回）
- xli 環境経営学会サステナブル経営格付経営評価の手引き（2002年～2009年）
- xlii 同上格付の狙いと結果（2009年～2009年）